

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【公表番号】特表2003-533090(P2003-533090A)

【公表日】平成15年11月5日(2003.11.5)

【出願番号】特願2001-581433(P2001-581433)

【国際特許分類】

H 04 B	1/38	(2006.01)
H 04 M	1/02	(2006.01)
H 04 M	1/23	(2006.01)

【F I】

H 04 B	1/38	
H 04 M	1/02	C
H 04 M	1/23	

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月23日(2008.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ハンドヘルド無線電話機であって、

第一ハウジング部分(202)と第二ハウジング部分(204)とを有するハウジングと、前記第一ハウジング部分は第一面(206)及び第二面(502)を有していることと、前記第二ハウジング部分は第三面(210)及び第四面(602)を有していること、

前記第一ハウジング部分内に搭載されており、かつ前記第一面上においてアクセス可能な第一ユーザーインターフェイス(208)と、

前記第一ハウジング部分内に搭載されており、かつ前記第二面上においてアクセス可能な第二ユーザーインターフェイス(504)と、

前記第二ハウジング部分内に搭載されており、かつ前記第三面上においてアクセス可能な第三ユーザーインターフェイス(212)と、

自在ヒンジ(214)とを備え、該自在ヒンジは前記第一ハウジング部分(202)と前記第二ハウジング部分(204)とが第一閉位置(1000)と第一開位置(200)との間で同自在ヒンジの第一軸線(302)を中心として回転するよう、前記第一ハウジング部分を前記第二ハウジング部分に連結しており、前記第一閉位置において、前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分とが平面方向に隣接するまで折り畳まれて、前記第一インターフェイス及び前記第三ユーザーインターフェイスを、前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分との間に収容し、前記第一開位置において、前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分とが前記第一軸線を中心として前記第一閉位置から90°から180°の間の角度方向に偏位し、

前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分とが、前記第二ハウジング部分に対して前記第一軸線(302)と直交する前記自在ヒンジの第二軸線(304)を中心として、前記第二ハウジング部分に対して定義される第一ハウジング部分の第一回転位置(200)と第一ハウジング部分の第二回転位置(500)との間と、前記第一ハウジング部分に対して定義される第二ハウジング部分の第一回転位置と第二ハウジング部分の第二回

転位置との間とにおいて回転するように前記自在ヒンジが前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分とをさらに連結し、

前記第一ハウジング部分の第二回転位置にある前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分の第一回転位置にある前記第二ハウジング部分とが、前記自在ヒンジの前記第一軸線を中心として第二閉位置と第二開位置との間で回転し、前記第二閉位置においては、前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分とが平面方向に隣接するまで折り畳まれ、前記第二インターフェイスと前記第三ユーザーインターフェイスとが前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分との間に収容され、前記第二開位置においては、前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分とが前記第一軸線を中心として前記第二閉位置から90°から180°の角度方向に偏位するハンドヘルド無線電話機。

【請求項2】

前記第一ハウジング部分の第一回転位置にある前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分の第二回転位置にある前記第二ハウジング部分とが、第三閉位置(1200)との間で前記自在ヒンジの前記第一軸線を中心として回転して、前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分とが平面方向に隣接するまで折り畳まれて、前記第一ユーザーインターフェイスのみが前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分との間に収容される、請求項1に記載のハンドヘルド無線電話機。

【請求項3】

前記第一ハウジング部分の第二回転位置にある前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分の第二回転位置にある前記第二ハウジング部分とが、前記自在ヒンジの前記第一軸線を中心として第四閉位置から第四開位置(600)まで回転し、前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分とが平面方向に隣接するまで折り畳まれて、前記第二ユーザーインターフェイスのみが前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分との間に収容され、前記第四開位置へ回転する場合、前記第一ハウジング部分と前記第二ハウジング部分とが前記第一軸線を中心として前記第四閉位置から90°から180°の角度方向に偏位する、請求項1に記載のハンドヘルド無線電話機。

【請求項4】

前記第一閉位置及び前記第三閉位置において、前記第二ハウジング部分が前記第一ユーザーインターフェイスを部分的に覆い、前記第一ユーザーインターフェイスの第一閉位置のアクセス可能部分(1202)及び第三閉位置のアクセス可能部分(1302)、並びに前記第一ユーザーインターフェイスの第一閉位置のアクセス不可能部分及び第三閉位置のアクセス不可能部分を画定し、前記第二閉位置及び前記第四閉位置において、前記第二ハウジング部分が前記第二ユーザーインターフェイスを部分的に覆い、前記第二ユーザーインターフェイスの第二閉位置のアクセス可能部分及び第四閉位置のアクセス可能部分、並びに前記第二ユーザーインターフェイスの第二閉位置のアクセス不可能部分及び第四閉位置のアクセス不可能部分を画定する、請求項3に記載のハンドヘルド無線電話機。

【請求項5】

前記第一閉位置における前記ハウジングの前記第一ユーザーインターフェイスの前記第一のアクセス可能部分(1202)は、入力動作モード、出力動作モード、又は両者の組み合わせのいずれかにあり、前記アクセス不可能部分は休止モードにあり、前記第二ユーザーインターフェイスは、入力動作モード、出力動作モード、又は両者の組み合わせのいずれかにあり、

前記第一開位置における前記ハウジングの前記第一ユーザーインターフェイスの前記第一のアクセス可能部分は、入力動作モード、出力動作モード、又は両者の組み合わせのいずれかにあり、前記アクセス不可能部分は、入力動作モード、出力動作モード、又は両者の組み合わせのいずれかにあり、前記第二ユーザーインターフェイスは、入力動作モード、出力動作モード、又は両者の組み合わせのいずれかにある、請求項4に記載のハンドヘルド無線電話機。

【請求項6】

第一ハウジング部分(202)と第二ハウジング部分(204)とを有するハウジング

と、前記第一ハウジング部分(202)を前記第二ハウジング部分(204)に連結する自在ヒンジ(214)とを備え、

前記第一ハウジング部分および前記第二ハウジング部分は第一軸線(302)を中心として回転可能であり、

前記第一ハウジング部分および前記第二ハウジング部分は第二軸線(304)を中心として回転可能であり、

前記第二軸線(304)は前記第一軸線(302)と直交する、携帯ハンドヘルド無線通信装置。

【請求項7】

前記第一ハウジング部分および前記第二ハウジング部分が第一閉位置(1000)に回転したときに、前記第一ハウジング部分の第一面(206)は前記第二ハウジング部分の第三面(210)に隣接するまで折り畳まれ、

前記第一ハウジング部分および前記第二ハウジング部分が第二閉位置に回転したときに、前記第一ハウジング部分の第一面は前記第二ハウジング部分の第四面(602)に隣接するまで折り畳まれ、

前記第一ハウジング部分および前記第二ハウジング部分が第三閉位置に回転したときに、前記第一ハウジング部分の第二面(502)は前記第二ハウジング部分の第三面に隣接するまで折り畳まれ、

前記第一ハウジング部分および前記第二ハウジング部分が第四閉位置に回転したときに、前記第一ハウジング部分の第二面は前記第二ハウジング部分の第四面に隣接するまで折り畳まれる、請求項6に記載の携帯ハンドヘルド無線通信装置。

【請求項8】

携帯ハンドヘルド無線通信装置が第一開位置に回転したときに、前記第一ハウジング部分の第一面は前記第二ハウジング部分の第三面に対して角度をなして偏位し、

携帯ハンドヘルド無線通信装置が第二開位置に回転したときに、前記第一ハウジング部分の第一面は前記第二ハウジング部分の第四面に対して角度をなして偏位し、

携帯ハンドヘルド無線通信装置が第三開位置に回転したときに、前記第一ハウジング部分の第二面は前記第二ハウジング部分の第三面に対して角度をなして偏位し、

携帯ハンドヘルド無線通信装置が第四開位置に回転したときに、前記第一ハウジング部分の第二面は前記第二ハウジング部分の第四面に対して角度をなして偏位する、請求項6に記載の携帯ハンドヘルド無線通信装置。

【請求項9】

前記第一面、第二面、第三面、および第四面は、少なくとも前記第一面、第二面、第三面、および第四面のうちの一つ上に配置された少なくとも一つのユーザーアンターフェイスを備える、請求項6に記載の携帯ハンドヘルド無線通信装置。

【請求項10】

前記自在ヒンジは、前記第一ハウジング部分を前記第二ハウジング部分に連結する自在継手であり、

該自在継手は第一回転軸線と、直交する第二回転軸線とを備える、請求項6に記載の携帯ハンドヘルド無線通信装置。